

第七十三回 帝國議會 議院

社會事業法案外二件委員會議錄(速記)第十二回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)  
職業紹介法改正法律案(政府提出)

(三一七)

昭和十三年三月十六日(水曜日)午後二時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 服部 岩吉君

理事片岡 恒一君 理事長野 高一君  
理事野口 喜一君 理事伊東 岩男君  
理事小池 四郎君

濱野徹太郎君

最上 政三君

季松君

塚本 三君

高畠龜太郎君

馬岡 次郎君

世耕 弘一君

太田 理一君

川村保太郎君

樺尾 辨匡君

厚生政務次官 工藤 鐵男君

厚生參與官 山本 芳治君

厚生省社會局長 山崎 嶽君

○濱野委員 一點ダケ御伺致シタイト思ヒ  
アリマスルガ、第二十一條第二項ノ相續ノ點デ  
職業紹介事業ヲ營ンデ居リマシタ者ガ死亡  
ノ場合ニ、遺産ノ相續ヲ開始シマシテ、偶々  
相續シマスル者ガ三人カ四人アルトシマス  
レバ、ドウ云フヤウニ御取扱ニナリマセウ  
カ

○山本政府委員 遺産相續ハ共同シテ數名  
ノ者ガ相續スル場合ガ多イノデアリマス、  
其場合ニ一人ダケ残ツテ外ノ者ガ相續分ヲ  
拋棄スレバ、結局家督相續ト同ジ結果ニナ  
ルト思ヒマス、ソレカラ數人ノ遺産相續人  
ガ共同シテ事業ヲ行フト云フ場合ニハ、成  
ベク其中カラ一人代表者ヲ選ンデ貰ッテ、其  
代表者ヲ中心トシテ營業ヲスルト云フコト  
ニ進ミタイト思ツテ居リマス、ソレガ取締ノ  
上カラ申シマシテモ非常ニ適正デアラウト  
考ヘテ居リマス

○濱野委員 私ノ質問ハ是終リマス  
○服部委員長 ソレデハ開會致シマス、討  
職業紹介法改正法律案(政府提出)  
論ニ入ルニ先ダチマシテ、濱野君ヨリ留

保サレタ質問ノ點ダケヲ此際許可致シマ  
ス——濱野君

答ヲ得テ置キタイコトガアルノデアリマス  
ガ、御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、今回ノ此

委員ヲ設ケ、ソシテ有ユル職業紹介網ヲ張ッ  
テ、サウシテ細カイ所ノ戸内ニ於ケル使用  
人ノ職業紹介ノコト迄モ、勢ヒ取扱フト云  
フヤウナコトニナルコトハ、是ハモ立明ナ

マスルガ、之ニ依ツテ正當ナル營業ヲ營ム者  
職業紹介所法案ハ、所謂國策ノ遂行デアリ  
マスルガ、之ニ依ツテ正當ナル營業ヲ營ム者  
打擊ヲ受ケルト云フコトニナリマスト、  
國家トシテ是ハ當然考慮シナケレバナラヌ  
ガ打擊ヲ受ケルト云フコトニナリマスト、  
コトデアルト思フノデアリマス、ソコデ先  
日來ノ本委員會ニ於ケル各委員ノ質疑セラ  
レマスル點モ、概ネ此點ニ集中サレテ居ル  
ノデアリマシテ、即チ本法實施ニ依リマシ  
テ、從來許可ヲ受ケテ紹介事業ヲ經營致シ  
テ居リマスル者ノ立場ガ、ドウナルカト云  
フコトデアルノデアリマス、政府ノ御答辯  
ニ依リマスルト、從來市町村ノ公營ノ職業  
紹介所ガ經營セラレテ居ル場合ニ於テモ、  
ニ於キマシテ、第一項ノ「命令ノ定ムル所ニ  
依リ」云々トアルノデアリマスルガ、此命令  
ノ定ムル所ニ依リト云フコトニ依ツテ、政府  
ハ從來通り許可ヲ受ケタル營利業者ノ營業  
ハ認ムル所ニ依リト云フコトヲ、先般來  
度々申サレテ居ルノデアリマスカラ、私ノ心  
配致シマス點ハ命令ノ内容ナノデアリマス  
ルガ、是ハ從來往々見ル所ノ不許可、又ハ  
テ居ルト同様ニ、其儘ノ條件デ將來ニ於テ  
モ之ヲ許スノデアル、デアルカラ決シテ左  
様ナ心配ハナイト云フコトヲ繰返シ仰セラ  
レテ居ルノデアリマスルガ、併シ能ク——

此內容ヲ檢討致シテ見マスルト、現ニ此國  
營業ニ依リマスレバ、全國町村ニ亘ツテ、一  
村五人ト云フヤウナ者ヲ單位トシテ、聯絡  
委員ヲ設ケ、ソシテ有ユル職業紹介網ヲ張ッ  
テ、サウシテ細カイ所ノ戸内ニ於ケル使用  
人ノ職業紹介ノコト迄モ、勢ヒ取扱フト云  
フヤウナコトニナルコトハ、是ハモ立明ナ  
マスルガ、之ニ依ツテ正當ナル營業ヲ營ム者  
職業紹介所法案ハ、所謂國策ノ遂行デアリ  
マスルガ、之ニ依ツテ正當ナル營業ヲ營ム者  
打擊ヲ受ケルト云フコトニナリマスト、  
國家トシテ是ハ當然考慮シナケレバナラヌ  
ガ打擊ヲ受ケルト云フコトニナリマスト、  
コトデアルト思フノデアリマス、ソコデ先  
日來ノ本委員會ニ於ケル各委員ノ質疑セラ  
レマスル點モ、概ネ此點ニ集中サレテ居ル  
ノデアリマシテ、即チ本法實施ニ依リマシ  
テ、從來許可ヲ受ケテ紹介事業ヲ經營致シ  
テ居リマスル者ノ立場ガ、ドウナルカト云  
フコトデアルノデアリマス、政府ノ御答辯  
ニ依リマスルト、從來市町村ノ公營ノ職業  
紹介所ガ經營セラレテ居ル場合ニ於テモ、  
ニ於キマシテ、第一項ノ「命令ノ定ムル所ニ  
依リ」云々トアルノデアリマスルガ、此命令  
ノ定ムル所ニ依リト云フコトニ依ツテ、政府  
ハ從來通り許可ヲ受ケタル營利業者ノ營業  
ハ認ムル所ニ依リト云フコトヲ、先般來  
度々申サレテ居ルノデアリマスカラ、私ノ心  
配致シマス點ハ命令ノ内容ナノデアリマス  
ルガ、是ハ從來往々見ル所ノ不許可、又ハ  
テ居ルト同様ニ、其儘ノ條件デ將來ニ於テ  
モ之ヲ許スノデアル、デアルカラ決シテ左  
様ナ心配ハナイト云フコトヲ繰返シ仰セラ  
レテ居ルノデアリマスルガ、併シ能ク——

了解スルノデアリマスルガ、政府ノ御意思  
ハドウデアリマセウカ、先づ此點ヲ承ッテ  
置キタインデアリマス

○山本政府委員 只今長野委員カラ、御質  
問中ニ御見解ヲ説明セラレマシタガ、全ク  
其通りデアリマス、政府ト致シマシテハ、  
從來許可シ來ッテ居ル有料營業職業紹介業ニ  
對シテハ、從來ト同様ノ態度ヲ以テ臨ム考  
デアルノデアリマス、隨ヒマシテ二十一條  
ノ第一項ノ命令ヲ出スニ當リマシテハ、大  
體現行ノ營利職業紹介職業取締規則、之ト  
同ジャウナ標準デ進ミタイト云フ考デ居リ  
マス、デアリマスカラ、此命令ニ依リマシ  
テ、決シテ現在ノ業者ニ對シテ壓迫ヲ加ヘ  
ルトカ、制限ヲ加ヘルトカ云フ風ナ態度デ  
ハ臨ミマセヌ、ノミナラズ地方廳ノ取締ノ  
程度ニ付キマシテモ、十分其點ハ徹底サセ  
ナイ積リデ居リマス

○長野委員 大體只今ノ御答辯ニ依リマシ  
テ了解致シマシタ、然ラバ此第四條ニ於ケ  
ル所ノ、職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク、或  
ハ町村ニ於テ聯絡委員ヲ設ケルト云フヤウ、  
ナコトニ付キマシテハ、サウ云フ小物ノ取  
扱マデハ、大體ニ於テヤラヌ方針デアルト  
云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ

○山本政府委員 此聯絡委員ハ文字ノ示ス

通り連絡ヲ取ルノデアリマシテ、此委員ガ  
直接ニ紹介ヲスルノデハナイト云フコトハ、  
先般モ御答ヘ申上ゲタ通リデアリマス、ソ  
コデ只今ノ公營職業紹介所ニ於キマシテ  
モ、ヤハリ地方ト連絡ヲ取ッテヤッテ居ル  
ノデアリマス、其程度ノ連絡ハドウシテモ  
維持シナケレバナラスト考ヘテ居リマス、  
併ナガラ、聯絡委員ヲ置キマシタカラト云ッ  
テ、從來公營ノ職業紹介所デヤッテ居ル方  
針ヲ變更シテ、長野委員ノ言葉デ言ヒマス  
レバ、小物ノ方ニ無暗ニ手ヲ出シテ行クト  
ニ於テ現狀維持デヤルト云フ風ニ御諒承願  
ヒタイト思フノデアリマス

○長野委員 了承致シマシタ、更ニ續イテ  
御尋致シタイコトハ、第十五條「第二條ノ規  
定ハ主務大臣ノ指定スル職業」ト斯様ニアル  
ノデアリマス、即チ是ハ藝娼妓、酌婦ヲ指  
シテ居ルト云フコトハ、先日來ノ御答辯ニ  
依ツテ明カデアリマスルガ、現在我國ニ於キ  
マシテハ、此藝娼妓、酌婦ノ紹介ヲ爲スニ  
當リマシテ、過當ナル料金ヲ搾取スル惡風  
ガアルノデゴザイマス、是ハ洵ニ人道上カ  
至極御尤モデアリマス、藝娼妓、酌婦等ノ  
紹介ニ當リマシテ、紹介業者ガ苛酷ナル搾  
取ヲスルト云フコトハ、是ハ全ク忌ムベキ  
コトデアリマシテ、此方面ニ向シテハ、社會

ハ嚴ニ之ヲ取締ッテ、人身賣買ニ墮スルガ如キ

取扱ヲ禁止スペキモノデアルト、吾々ハ思  
料致スノデアリマスガ、政府ノ御見解ヘ如  
何デアリマセウカ、之ニ類似シタ事柄ニ付  
タノデアリマシタガ、藝娼妓、酌婦ノ紹介  
ハ所管ガ違フ、即チ是ハ警保局ノ所管デア  
ルカラト云フノデ、今マデ御答辯ヲ避ケラ  
レテ居タヤウニ記憶致シテ居ルノデアリ  
マスルガ、此第十五條ヲ見マスルト、其第  
二項ニ、前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定メルコトガ出來  
スカラ、ヤハリ此點ニ付キマシテハ、必要  
ルト云フコトニ、規定サレテ居ルノデアリ  
マスカラバ、即チ之ニ御同感デアルナラ  
バ、厚生省ノ方デ必要ナ事項ダケハ、命令  
ヲ以テ定メルト云フコトニ致シテアリマス、  
ソレデアリマスルカラ、全然無關係デアル  
トハ言ヒ得ナイノデアリマス、先般來ノ其  
御質問ノ要點ガ、寧ロ内務省ノ關係デアラ  
ウト云フ關係デ、答辯ヲ差控ヘタ場合モア  
リマスルケレドモ、御說ノ通リニ第十五條  
ノ第二項ニ觸レル點ハ、何處マデモ厚生省  
ノ所管デアリマス、是等必要ノアル事項ヲ、  
命令ヲ以テ定メルニ當リマシテモ、内務當  
局ト十分ノ協議ヲ遂ゲマシテ、御趣旨ニ副  
フヤウニ、厚生省ト致シマシテ努力致シタ  
イ考デアリマス

ガ之ヲ等閑ニ付スルト云フ譯ニハ行カナイ

ノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、内務  
省ノ當局ト十分ニ協議ヲ遂ゲマシテ、只今  
御意見ノ中ニアリマシタ御趣旨ガ徹底スル  
ヤウニ、厚生省トシテモ努力致シタイト考  
ヘテ居リマス

ソレカラ第二ノ御質問ノ條十五條ノ第二  
項ノ點デアリマス、是ハ御說ノ通リニ、ヤ  
ハリ厚生省ノ方デ必要ナ事項ダケハ、命令  
ヲ以テ定メルト云フコトニ致シテアリマス、  
ソレデアリマスルカラ、全然無關係デアル  
トハ言ヒ得ナイノデアリマス、先般來ノ其  
御質問ノ要點ガ、寧ロ内務省ノ關係デアラ  
ウト云フ關係デ、答辯ヲ差控ヘタ場合モア  
リマスルケレドモ、御說ノ通リニ第十五條  
ノ第二項ニ觸レル點ハ、何處マデモ厚生省  
ノ所管デアリマス、是等必要ノアル事項ヲ、  
命令ヲ以テ定メルニ當リマシテモ、内務當  
局ト十分ノ協議ヲ遂ゲマシテ、御趣旨ニ副  
フヤウニ、厚生省ト致シマシテ努力致シタ  
イ考デアリマス

一

○山本政府委員 只今長野君ノ御質問中ニ  
アリマシタ御見解ハ、全ク同感デアリマス、  
御所見ヲ伺ヒタイトノデアリマス

○長野委員 最後ニ一點ダケ御尋致シマス、  
從來市町村經營ノ公益職業紹介所ニ働イテ  
居リマスル公吏、若クハ職員デアリマスガ、  
當然是ハ國營ノ紹介所ニ移管セラレルコト  
ハ先般來ノ御答辯ニ依リマシテ、諒承スル

コトガ出来ルノデアリマスガ、其待遇、例

ヘバ俸給ノ點デアルトカ、或ハ退隱料ノ關

係デアルトカ、若クハ恩給ノ關係デアルト

カ云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、十分從

來ノ待遇ヨリモ低下セザルコトヲ目標トシ

テ、御考慮ニナルベキモノト考ヘテ居ルノ

デアリマスガ、此點ハ如何デアリマスカ

○山本政府委員 只今ノ御質問ニ付キマシ

テハ、先般來屢、政府ノ方デ意見ノアル所ヲ

發表シテ居ル通リデアリマス、即チ現職ノ

人ハ此儘職ヲ失ハシメナイヤウニスルト云

フ方針ヲ以テ進ムト云フコトハ、先般來屢、

申上ゲタ所デアリマスガ、是ハ必ズ厲行政

シマス、元來現在ノ公營紹介所ニ勤メテ居

リマスル人ハ、其仕事ニ從事致シマシテ、

仕事ノ上カラ申シマシテモ堪能デアリマス

ルカラ、左様ナ熟練シタ人ヲ使フコトハ、

國營ニナリマシテモ、ヤハリ事務ノ能率ヲ

擧ゲル上カラ申シマシテ得策デアリマス、

ソレト一面失業者ヲ出サシメナイ、職ニ安

シジテ十分ニ機能コ發揮セシムル、職ヲ失

ハシメナイト云フコト、此點カラ考慮致シ

マシテモ、是非トモ左様ニ致シタイト考ヘ

テハ、大體ニ於テ現狀ヲ標準ト致シマシテ、

尙ホ相當登用昇給ノ途ヲ圖リタイ、斯様ニ

考ヘテ居ルノデアリマス

○長野委員 是デ終リマス

○服部委員長 ソレデハ討論ニ入リマス——片岡君

○片岡委員 私ハ民政黨ヲ代表致シマシテ

本案ニ對シテ附帶決議ヲ付シテ、贊成ノ意

思ヲ明ニ致シタイト存ジマス

本法案ハ現在ノ社會ノ情勢、殊ニ今次ノ

事變ノ下ニ於キマシテハ、寧ロ必要ナル法

案デアルト信ズル者デアリマス、サウシタ

意味合ニ於キマシテ、原案ニ對シテ贊成ノ

意ヲ表スルノデアリマスガ、唯考ヘナケレ

バナラナイ點、從來ノ有料ハ又ハ營利ヲ目

的ト致シマスル善良ナル職業紹介業者ノ生

存權ニ對スル影響デアルノデアリマス、固

ヨリ社會情勢ノ變化ニ適應致シマシテ、新

シイ政策ヲ行ヒマスルコトハ當然デアリマ

スルガ、其政策ヲ實行スルコトニ依リマシ

テ、一面其生存ヲ脅サレルニ至ル者ガアリ

マシタ時ハ、國家トシテハ何等カノ手段方

シテ、是ガ存在ヲ圖ルベキデアルト思フノ

デアリマス、當然斯クシナケレバナラナイ

ト私ハ信ジテ居リマス、尙ホ本事業ハ言フ

迄モナク、公正精神ニ依リマシテ運用セラ

レナケレバナラナイ筈デアリマスカラ、各

所管ノ機關ニ對シマシテモ、此旨ヲ十分ニ

徹底スルヤウニ取計ルベキモノデアルト思

フノデアリマス、私ハ此附帶決議ヲ朗讀致

シマス

様ニ明示スルニ至リマシタシ、加フルニ本

案ニ依リマスル聯絡機關ノ活動ニ依リマシ

テハ、從來ノ業者ト云フモノハ、當然其營

業セザルヲ得ナイ結果ニ陥ルコトハ、火ヲ

賭ルヨリモ明カデアルト思フノデアリマス、

同時ニ又之ヲ客觀的ノ立場カラ眺メテ見マ

シテモ、從來ノ業者ニ依ッテ取扱ハレテ居

リマシタ一般家庭ノ使用人トカ、或ハ又小

商工業者ノ使用人ノ如キ種類ノモノニ對シ

マシテハ、從前ノ通リニ營利ヲ目的ト致シ

附帶決議

第二十一條ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的ト

スル職業紹介事業ヲ行フ業者ニ對シテハ

一般家庭竝ニ小商工業使用人及ビ之レニ

類スル者ノ職業紹介ハ其ノ營業ヲ壓迫セ

ザル様嚴正ナル處置ヲ執ルベシ

以上デアリマス

○服部委員長 野口君

○野口委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシ

テ、只今ノ片岡君ノ附帶決議ニ贊成ヲ致シ、

原案ニ贊成ヲ致シマス意思ヲ明確ニ致シ

マシテハ、本委員會ヲ通ジマシテ、本

案ヲ審議致シマシタ其概念的ノコトヲ申上

ゲマシテ、意思ノ明ナル所ノ事實ト致シマ

ス、吾々ハ勞務ノ適正ナル意義ニ對シテ質

疑ガアリマシタノデ、之ニ對スル所ノ明瞭

ナル意義ヲ發見致シマシタ、聯絡委員會ニ

於ケル所ノ構成內容、職業紹介ト戰時對策

ニ對シマシテノ所謂戰傷者、ソレカラ來ル

所ノ失業者ノ關係ニ付テ、色々茲ニ質疑ヲ

試ミ、市町村從來ノ紹介所ノ所謂營造物ノ

關係及ビ職員登用竝ニ將來ニ對スル職員養

成ノ關係、而シテ市町村ガ將來本法施行ニ

依ル所ノ一部負擔ノ程度ニ及ビマシテ、質

疑ヲ致シマシタ、國營ヨリ來ル所ノ民營事

業者ニ對スル壓迫ニ付テ、非常ニ吾々ハ大



云フモノハ、是カラ利益ヲ取ッテハナラナ  
併ナガラ是ハ今日ノヤウナ職業紹介所ノ生  
レナカツタ封建時代カラノ殘存シターツノ  
制度デアリマシテ、今俄ニ之ヲ原則通リニ、  
悉ク非營利的ナ組織デヤラウト云フコトベ、  
聊カソコニ氣ノ毒ナ事情モアルト云フヤ  
ウナ事柄カラ、私共ハソレヲ考慮スル者デ  
アリマスガ、何ト致シマシテモ労働者ノ職  
業紹介ヲ爲スモノハ、原則ト致シマシテハ  
無料デアリ、ソコカラ何人モ利益ヲ得テハ  
ナラヌ、物質的ナ利益ヲ擧ゲテハナラヌト  
考ヘマス

此意義ニ於キマシテ、是ハ纏テハ全部國  
營機關トナリ、同時ニ非營利的ノ制度ニナ  
ラナケレバナラヌト云フ點カラ反対ヲ致シ  
マス、殊ニ此法案ノ一番ノ缺陷ハ第二條デ  
アリマス、一面ニ於テハ成程個人ノ有料紹  
介所ニ制限ヲ加ヘマスケレドモ、一面ニ於  
テ會社ノ直接職工募集ト云フコトヲ制限致  
シマセヌケレバ、依然トシテ労働者對資本  
家ノ雇傭條件ト云フモノハ、一方の意思ニ  
依ツテ決定セラレルノデアリマス、依然トシ

ハ繼續スルノデアリマスカラ、是ハサウ云  
フ點ヲ考ヘマスルト、社會大衆黨カラ提案  
セラレタ如ク、或ハ失業保險、或ハ其他ノ  
勞働立法ト相並ンデ、是ハ將來ハ一切國營  
ノ職業紹介所ヲ通ズルコトナクシテハ、雇  
入ガ出來ナイト云フ程度ニ迄進ンデ行カナ  
ケレバナラヌト存ジマス、此様ナ理由デ、  
私ハ社會大衆黨ノ希望條件ニ贊成致シマス  
○佐保委員 採決前ニ一寸申上ゲマス、大  
體委員會ノ從來ノ慣例ヨリ見マスト、強  
イ希望條件ヲ附ケテモ、政府當局ハ殆ド之  
ヲ顧ミラレナイノガ常態デス、故ニ幾多ノ  
希望條件ヲ附ケルヨリモ、少數デモ委員會  
ノ一致シタ意見ヲ附ケテ、當局ニ迫ル方ガ  
權威ガアラウト思フ、然ルニ此僅カナ委員  
ノ中デ、政民ガ一致シタ意見ヲ出ス、之ニ  
又社民黨諸君カラ他ノ意見ヲ出ス、サウシ  
テ之ヲ本會議デ發表シロト云フヤウナ御希  
望デアリマスガ、其御意見ハ結構ダト思ヒ  
マスケレドモ、出來ルナラバ政民ト一緒ニ  
ナッテ、此委員會ガ全部一緒ニナッテ、本當  
ニ練リニ練上ゲタ適當ナ希望條件ヲ附シ  
テ、其希望條件ヲ政府ヲシテ實行セシム  
ムルダケノ權威アルモノタラシメタイト  
存ジマス、斯様ナ次第デアリマスガ、此前

向ツテ、之ヲ報告シロト云フコトデアリマ  
シタガ、是ハ委員長ノ採擇ハ御自由デアリ  
マセウ、併ナガラ委員長ハ曩ニモ之ヲ報告  
セラレ、今回亦本會議ニ於ケル報告ノ際ニ  
此希望條項ヲ報告シロト云フコトデアリマ  
スガ、是ハ出來ルナラバ一ツノ希望條件ニ  
纏メテ報告スルノガ、權威アラシムル所以  
カト思ヒマス、故ニ出來ルナラバ此委員會  
ノ希望條件ヲ一ツニスルカ、或ハ希クバ他  
ノ方々モ政民ノ意見ニ隨ツテ戴イテ、此希望  
條件ヲ權威アラシムルヤウニサレンコト  
ヲ、私ハ御願シタイノデアリマス

マス——本問題ニ對シマスル討論ハ終了致シマシタ、採決ニ入リマス、原案ト附帶決議ヲ分離致シマシテ採決致シタイト思ヒマス、先ツ此原案ニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス

（賛成者起立）

○服部委員長 満場一致可決致シマシタ、更ニ片岡君ヨリ提出サレマシタ附帶決議ニ對シマシテ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス

（賛成者起立）

○服部委員長 多數可決致シマシタ、本案ハ既ニ決定致シマシタ、希望條項ハ唯本會議ニ於テ報告ヲシテ吳レ、朗讀ヲシテ吳レト云フ御希望デアリマスカラ、適當ニ委員長ニ於テ取計ヒタイト思ヒマス——一言皆様ニ御挨拶申上ゲマス、本委員會ニ付託サレマシタ各案ハ、之ヲ以チマシテ全部終了議決ヲ致シタ次第デアリマス、甚ダ未熟ナ委員長デアリマシテ、委員各位ニ御満足ヲシテ戴クコトガ出來マセヌデシタコトハ洵ニ申譯ノナイ次第デアリマス、茲ニ長イ間ノ皆様ノ御勞苦ニ對シマシテ感謝ヲ致シマス（拍手）是ニテ散會致シマス

午後三時十一分散會

昭和十三年三月十七日印刷

昭和十三年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局